

平成 2 1 年 度

社 会 保 険 事 業 計 画

(案)

社 会 保 険 庁

目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	5
1. 年金記録問題への対応 -----	7
2. 適用事務に関する事項 -----	10
3. 保険料等収納事務に関する事項 -----	16
4. 保険給付事務に関する事項 -----	22
5. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項 -----	25
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項 -----	27
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	32
8. 業務全般に関する事項 -----	37
9. 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項 -----	43
10. 日本年金機構の設立準備等に関する事項 -----	44
III. 月次計画 -----	45
(1) 新規事業計画 -----	47
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	51
(3) 会議計画 -----	54
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	55
(5) 監察等計画 -----	56
(6) 研修計画 -----	57
(7) 保険局・年金局関係 -----	59
IV. 附属参考資料 -----	61

I. 事業運營方針

事業運営方針

平成22年1月、公的年金の事業運営を担う組織として、新たに「日本年金機構」が設立され、社会保険庁は廃止される。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度として、直面する課題である①年金記録問題への対応、②日本年金機構の設立に向けた準備と業務改革に全力を挙げて取り組むとともに、各業務を適正かつ着実に実施して、その役割を確実に果たし、日本年金機構のスタートに繋げる。

【年金記録問題への対応】

公的年金の加入・納付記録に関し、国民の皆様には多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることについて、改めて深くお詫び申し上げます。

平成21年度においては、この年金記録問題の対応について、平成19年7月に政府・与党で決定した方針等に基づき、引き続き社会保険庁の最優先の課題と位置付け、職員一丸となって、総力を傾注して取り組み、国民の制度・組織への信頼の回復を図っていく。

1. 基礎年金番号への記録の統合関係
 - ①「ねんきん特別便」のフォローアップ対策
 - ②未統合記録の解明
 - ③再裁定処理の迅速な処理
 - ④「ねんきん定期便」の送付
2. コンピュータ記録と紙台帳の突合せ
3. 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応
 - ①戸別訪問による記録確認
 - ②年金受給者及び現役加入者による記録確認
 - ③迅速な被害者救済等
 - ④再発防止の徹底
4. その他
 - ①厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
 - ②共済過去記録の基礎年金番号への統合
 - ③旧令共済組合員記録への対応
 - ④基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

【日本年金機構の設立に向けた準備と業務改革】

新たに公的年金の事業運営を担う日本年金機構が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、平成20年7月に閣議決定された基本計画に基づき、その設立に向けた準備を確実に進める。

また、平成16年より、「緊急対応プログラム」や「業務改革プログラム」等に基づき、各般の業務改革を実施してきたところであるが、日本年金機構の設立に向けて、社会保険の業務をできる限り高いレベルに引き上げるとともに、新法人における組織・業務運営が円滑に行えるよう、整理・重点化した「業務改革プログラム」に基づき、実施途上の改革や新たな改革を着実に実行する。

【業務の適正かつ重点的な実施】

適用、保険料徴収、保険給付等の各業務については、厳に法令遵守を徹底し、適正かつ着実に実施する。

具体的には、

- ① 厚生年金等の適用事務において、事業所調査は、必要性が高い調査対象を選定し、重点的・効率的に実施する、
- ② 厚生年金等の保険料収納事務において、これまでの実績、経済情勢等を勘案した行動計画を策定し、確実な取組を推進する、
- ③ 国民年金保険料の保険料等収納事務において、民間委託の拡大等を進めつつ、平成20年度の実施状況を踏まえた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を推進する

など、業務にメリハリをつけながら、各般の課題に対応しつつ、各事務を遂行する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、職員一人一人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚しながら、全力を挙げて各般の課題、業務に取り組む。

Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
(但し、8、9、10は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成21年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成21年度の見込数値を計上している。

1. 年金記録問題への対応

【目標】年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。

【計画】

(1) 基礎年金番号への記録の統合関係

① 「ねんきん特別便」のフォローアップ対策

ア 20年度中に回答が得られなかった加入者について、「ねんきん定期便」に回答のお願いの文書を同封する。特に、記録が結び付く可能性が高い方には、結び付く可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封して回答を勧奨する。

イ 20年度に引き続き、政府広報等を通じて、回答の呼びかけを行う。

ウ 「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施する。

② 未統合記録の解明

20年度に実施した住基ネットや旧姓履歴データを活用した調査等により、未統合記録の持ち主と思われる方にお送りした「年金記録の確認のお知らせ」の回答等により、引き続き、解明・統合を行う。

③ 再裁定処理の迅速な処理

「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、申出の状況等に応じて、社会保険事務局からの支援の拡充、再裁定処理システムの機能強化を行うこと等により、再裁定処理の迅速な処理を目指す。

④ 「ねんきん定期便」の送付

ア すべての加入者に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に送付する「ねんきん定期便」を適切に実施する。

イ 「ねんきん定期便」の趣旨・目的等について、政府広報・社会保険庁ホームページ等により周知・広報を行う。

ウ 「ねんきん定期便」の送付に伴う相談に対応するため、相談体制を整備する。

- ・ 「ねんきん定期便専用ダイヤル」を設置し、基本的な質問に対して電話での即時応答を実施する。

- ・ 社会保険事務所に専用相談窓口を設けるとともに、社会保険出張相談（巡回相談）については、協力を得られる市町村を対象に計画的に実施する。

- ・ 全国社会保険労務士会連合会の協力を得て、都道府県社会保険労務士の年金相談センター等における無料相談の実施、協力を得られる市町村、郵便局、農協等における社会保険労務士による相談の実施等に係る取組を実施する。

- ・ 事業主等の協力を得て、社会保険委員の活用等により、事業所における相談等を実施する。

(2) コンピュータ記録と紙台帳の突合せ

8億件超に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む。）とコンピュータ記録との照合作業については、実効性・効率性を考慮しながら進める必要があり、そのための基盤整備として、厚生年金保険被保険者名簿や国民年金被保険者名簿（市町村名簿）等の紙台帳を電子画像データ化するとともに、これらの紙台帳を個人単位（基礎年金番号単位）に集約・検索できるシステムを平成21年度中に構築する。

(3) 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応

① 戸別訪問による記録確認

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録としてオンライン上の全ての記録から抽出した約6.9万件のうち、厚生年金受給者（約2万件）について、昨年10月から、戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認を行っている。

② 年金受給者及び現役加入者による記録確認

ア 厚生年金受給者全員に対する標準報酬の情報を含むお知らせの送付を平成21年中に開始し、ご本人に記録を確認していただく。

イ 平成21年4月から、現役加入者に標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付し、ご本人に記録を確認していただく。

③ 迅速な被害者救済等

ア 上記①、②等により、ご本人に記録を確認していただいた上で、迅速な被害者救済を図る。このため、給与明細書等当時の給与実態等を確認できる資料がある場合など一定の条件を満たす場合には、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

イ 職員の不適正な遡及訂正処理への関与についても、上記①、②等を通じて把握された事案について、必要な調査を行う。

④ 再発防止の徹底

社会保険業務処理マニュアル等に基づき、遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類（賃金台帳、法人登記簿等）の添付を徹底するなど、不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための取組の徹底を図る。

(4) その他

① 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、各厚生年金基金に被保険者記録を提供することにより、記録の突合せを実施する。

② 共済過去記録の基礎年金番号への統合

20年度に共済組合等から提供を受けた共済過去記録について、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、基礎年金番号への統合を行う。

③ 旧令共済組合員記録への対応

国家公務員共済組合連合会から旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との突合せを行い、該当した方に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の給付に結びつける。

④ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- ア 定期的（4ヶ月毎）に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、個別訪問等の徹底した調査を実施して、重複付番を解消する。
- イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査（上記4項目の一致を確認）の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。

2. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

【計画】

① 20歳到達者の完全適用等

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勧奨状を送付して届出手続の勧奨を実施する。
- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない在日外国人を把握するため、市町村に情報提供を求め、適用勧奨を実施する。
- エ 住民基本台帳ネットワークシステムから34歳及び44歳到達者の情報を取得し、未加入者を把握した上で適用勧奨等を行う。

② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- エ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。
- オ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。

③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化するための具体的方策を検討する。
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けられるようにするため、社会保険オンラインシステムの最適化と併せて、システム開発を検討する。

		21年度見込 (平成22年3月までの数値)	19年度実績
見込数値	・第1号被保険者数	19,604,000人	20,353,751人
	・第1号資格取得者数	4,995,000人	5,407,656人
	・第1号資格喪失者数	5,257,000人	6,284,724人

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。

〔数値目標〕重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）

【計画】

① 計画的な取組み

年金記録問題への対応に配慮しつつ、社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた計画的な取組みを推進する。

② 未適用事業所の適用促進

- ア 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用して民間委託による文書・電話及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の的確な把握に努める。
- イ 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所に対しては、平成19年4月10月付「健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」の通知等に基づき、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施するとともに立入検査・職権適用を実施する。
- ウ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- エ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

③ 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。また、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- イ 適用事業所の調査において、特に資格喪失届や月額変更届について、一定期間以上遡及して提出されたものの有無を点検し、遡及して提出されたものが確認された場合にあつては、関係帳簿等との照合により、届出内容の事実関係を確認する。
- ウ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう、事業所説明会や事業所調査において指導する。

- エ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- オ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- カ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- キ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- ク 新規適用事業所の取消については、事務処理マニュアルを策定し、全国的に的確かつ適切な事務処理を徹底する。
- ケ 「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に、事業主等が反復・継続的に利用する手続について、磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用等、利用促進に係る取組を実施する。

※ 平成21年度の適用事業所に対する事業所調査の実施割合については、年金記録問題への対応を踏まえ、定量的な数値目標の設定は行わないが、事業所調査は年金記録問題にも直結する重要な業務であり、

- (ア) 年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査、
- (イ) 被保険者からの確認請求に基づく調査、
- (ウ) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査、
- (エ) 賞与支払届を提出しない事業主に対する調査、
については適切に実施する。

④ 厚生年金特例法への対応

- ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務先の事業主からの届出や保険料の納付が無かったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあつせんがあった場合は、法令に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。
- イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、法令に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・訪問勧奨実施事業所数		
	厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	39,407所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	3,583所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
	厚生年金保険	行動計画で定める件数	23,382件
全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	20,373件	
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	行動計画で定める件数	39,311件	
全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	37,327件	
見込数値		21年度見込 (平成22年3月までの数値)	19年度実績
	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	94,000所	78,467所
	全国健康保険協会管掌健康保険	92,000所	77,000所
	船員保険	90所	138所
	・全喪事業所数		
	厚生年金保険	36,000所	40,121所
	全国健康保険協会管掌健康保険	36,000所	39,596所
	船員保険	120所	166所
	・適用事業所数		
厚生年金保険	1,786,000所	1,715,590所	
全国健康保険協会管掌健康保険	1,652,000所	1,582,047所	
船員保険	6,100所	6,173所	

・賞与支払事業所数 (年度延数)		
厚生年金保険	1,859,000所	1,895,238所
全国健康保険協会管掌健康保険	1,558,000所	1,601,448所
船員保険	4,000所	4,025所
・資格取得被保険者数		
厚生年金保険	7,985,000人	7,424,684人
全国健康保険協会管掌健康保険	5,203,000人	4,945,206人
船員保険	25,000人	25,402人
・資格喪失被保険者数		
厚生年金保険	6,922,000人	6,642,565人
全国健康保険協会管掌健康保険	4,791,000人	4,632,242人
船員保険	26,000人	26,076人
・被保険者数		
厚生年金保険	36,441,000人	34,570,097人
全国健康保険協会管掌健康保険	20,482,000人	19,806,788人
船員保険	61,000人	62,804人
・被扶養者数		
全国健康保険協会管掌健康保険	16,484,000人	16,487,541人
船員保険	77,000人	94,602人

3. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期（平成20年12月）の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。

【計画】

① 未納者属性に応じた納付督促・勧奨の実施

ア 市町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。

(ア) 未納者属性毎に最も効果的な対策を検討・実施し、実施結果の分析、評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組とする。

a 高所得者層を中心に度重なる納付督促に応じない者への強制徴収の実施

b 中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底

c 免除等の対象者層に対する免除勧奨の実施

(イ) 市場化テストの対象社会保険事務所においては、毎週・毎月の情報提供を軸に、社会保険事務所と民間事業者の連携を強め、社会保険事務所においても民間事業者の実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて指導・助言を行うなど、双方が協力して目標達成に向けた取組を実施する。

イ 市場化テストについては、312カ所の全社会保険事務所において実施する。

また、平成21年10月から開始する127カ所の社会保険事務所においては、従来の委託対象業務のほか、免除等勧奨業務を新たに追加する。

なお、市場化テスト事業における実績及び納付督促の質の向上を図るため、実施要領等の見直しを行う。

ウ 社会保険事務所における市場化テスト未実施期間の納付督促については、a～dの督促業務の組み合わせによる効果的な督促を検討し、月別の行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…現年度の未納被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

- b 電話…接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。
- c 戸別訪問…戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。
また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。
- d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。
- エ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。
- オ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。

② 強制徴収の実施

- ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を行う。
- イ 具体的には、最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、「督促状」を送付する。督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

③ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知及び適正な運用

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて保険料の全部又は一部の納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。
- キ 卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に、必要な事項を印字した申請書を送付し、必要最小限の記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨を円滑に実施する。
- ク 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除等の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。
- ケ 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。
- コ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請

を代行できる仕組みにより、申請手続の簡素化を図る。

- サ 福祉事務所等から生活保護に関する情報の提供を受け、その情報を活用して免除等に該当すると思われる者には免除等制度の利用についての必要な届出及び申請の勧奨を実施する。

④ 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。
- イ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。
- ウ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。

⑤ きめ細かい情報の提供

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に1年間の納付状況を記載することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

⑥ 市町村、各種団体との連携・協力

- ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。
- イ 市町村の判断により、国民年金保険料の強制徴収対象者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定め、未納者との接触の機会を設けることにより、自主的な保険料納付の働きかけ等を行う。
- ウ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。

	21年度計画	19年度実績	
計画数値	・ 催告状発行件数	行動計画で定める件数	823万件
	・ 電話納付督促件数	行動計画で定める件数	393万件
	・ 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,432万件
	・ 最終催告状発送件数	行動計画で定める件数	40,727件
	・ 保険料納付月数	行動計画で定める月数	11,609万月
	・ 保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	18,153万月
	・ 免除件数	行動計画で定める件数	315万件
	・ 若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	37万件
	・ 学生納付特例件数	行動計画で定める件数	166万件

		21年度見込	19年度実績
見込数値	・コンビニ収納件数	872万件	874万件
	・追納件数	56万件	73万件

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率^{注)}

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険：
前年同期と同等の実績を確保するよう努める

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

【計画】

① 納期内納入の励行指導

- ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。
- イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再び口座振替不能とならないように指導する。
- ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ア 各社会保険事務局・社会保険事務所の徴収対策については、行動計画目標及び実施方針（保険料収納率目標、滞納事業所の解消等）を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴収対策会議において決定した上、確実な取組を推進する。
- イ 滞納となった事業所に対しては、平成19年4月10日付「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」の通知に基づき、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行って、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努める。
- ウ また、長期又は大口となった滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、平成19年8月13日付「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」の通知に基づき、適時、徴収対策会議を開催するなどして滞納整理の方針を十分に検討した上、滞納事業所の実情に即した滞納整理を実施する。
- エ 滞納整理に当たっては、平成20年6月30日付「滞納整理関係事務処理要領の制定について」、同日付「滞納整理関係書類の様式の制定について」等の通知に基づき、適正な事務処理を徹底する。
- オ また、平成19年12月26日付「適正な差押えのオンライン入力処理の徹底について」の通知等に基づく事務処理を引き続き徹底し、不適正な事務処理の再発防止に努める。
- カ 滞納整理は、徴収調査支援システムを活用し、効率的かつ的確に実施する。

③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施する。

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施する。

イ グループ申請（電子申請）の利用促進

・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。
（9グループ22届出）

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度の12分の9を上回る	1,545件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度の12分の9を上回る	3,142件
		21年度見込 (平成22年3月までの数値)	19年度実績
見込数値	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	232,521億円	219,691億円
	全国健康保険協会管掌健康保険	68,492億円	67,759億円
	船員保険	592億円	615億円
	児童手当	1,980億円	2,033億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	236,561億円	222,672億円
	全国健康保険協会管掌健康保険	70,290億円	69,251億円
船員保険	636億円	659億円	
児童手当	1,988億円	2,043億円	

4. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【目標】年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

【数値目標】請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）
- ・障害基礎年金：3か月以内
- ・障害厚生年金：3か月半以内

【計画】

① 迅速な決定

- ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成20年度における達成状況の公表は平成21年5月目途）
- イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。
- ウ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。

② 適正な届出の周知

- ア 新規裁定の年金受給者に対する周知
 - ・年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付を行う。
- イ 老齢厚生年金受給者に係る届出の指導
 - ・在職者の老齢厚生年金の全部又は一部支給停止の適正化を図るため、適用事業所の事業主から提出される算定基礎届の総括票により、60歳を超える厚生年金保険の被保険者となっていない就労者の人数の報告を求め、当該就労者が多い事業所に対する事業所調査を実施し、老齢厚生年金受給者に係る届出を適正に行うよう指導する。

見込数値	21年度見込 (平成22年3月までの数値)		19年度実績
	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,657,041部	
・年金給付費			
基礎年金（国民年金）	185,099億円		161,481億円
厚生年金	239,921億円		223,179億円
・年金受給権者数			
基礎年金（国民年金）	28,544,844人		26,387,421人
厚生年金	30,121,977人		27,501,985人
船員保険（新法）	2,300人		2,212人
・新規裁定受給権者数			
基礎年金（国民年金）	625,269人		595,652人
厚生年金	2,117,504人		2,017,205人
船員保険（新法）	66人		75人

(2) 船員保険の現金給付の適正化

【目標】 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料：3週間以内

【計画】

① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成20年度における達成状況の公表は平成21年5月目途）

② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

③ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

	21年度見込	19年度実績
見込数値		
・ 現金給付費	41億円	53億円
・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）	5.07日	6.50日

5. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

【計画】

① 業務・システム最適化計画の実施

平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達等により、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの検討や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保
- キ 過去に行ったソフトウェア開発経費（いわゆる残債）の返済
- ク 初期コスト約1,150億円を投入し、刷新後は年間運用コストを35%程度（約300億円）削減を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。

具体的な実施内容は、以下のとおりである。

ア 業務施策

(ア) 業務処理の効率化・合理化

- a 手作業処理のシステム化
 - ・OCR読取方式による届出入力
 - ・紙による決裁の電子決裁化
 - ・報告書集計作業のシステム化
- b 既保有情報の活用
 - ・事前送付（ターンアラウンド）帳票の拡大
 - ・審査事務の簡素化（届書、添付書類等の情報と既存保有情報との機械突合による審査事務の簡素化）
- c 他公的機関とのデータ連携
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムの活用
 - ・労働保険適用事業所情報を活用した未適用事業所抽出のシステム化
- d 届書の電子媒体化の推進
 - ・市町村経由の国民年金関係届出報告書の電子化（様式の統一、磁気媒体化による双方向の情報提供の実現）
- e データ更新のタイミングの見直し
 - ・コンビニエンスストア等の国民年金保険料収納記録の更新タイミングの早期化（納付済の者への納付書等の誤発送の減少）

イ システム施策

(ア) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化

- ・データ通信サービス契約（ハードウェア、ソフトウェア等について包括的にサービスの提供を行う長期契約）から脱却

- ・データ体系と業務処理体系の見直し及び特定の技術や製品に依存しない（汎用パッケージソフトウェアの活用等）オープンシステム化によるシステムの刷新
- (イ) ハードウェア資源の集約及び有効活用
 - ・年金給付システムのハードウェア資源の集約
- (ウ) データセンターの統合
 - ・現在、3カ所で分散運用しているセンター機能について、年金給付システムの運用を行うデータセンターに統合
- ウ 安全性・信頼性の確保
 - (ア) 個人情報の暗号化
 - ・個人情報送信の際の暗号化
 - (イ) 利用者認証機能の強化
 - ・精度の高い認証方法の利用の検討
- エ 調達施策
 - (ア) 一般競争入札の原則化
 - ・一般競争入札の原則化
 - ・国庫債務負担行為の活用
 - (イ) 著作権等の知的所有権の取得
- オ 最適化の実施に向けた体制整備
 - (ア) システム検証委員会による審査・確認機能の強化
 - ・厚生労働省CIO補佐官等の参加によるシステム検証委員会の設置
 - (イ) システム企画・開発・運用工程の標準化
 - ・作業管理の精細化
 - ・進行管理における客観性の確保
 - ・複数の見積手法による見積精度向上
 - ・調達品質確保
 - (ウ) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保・育成
 - ・スキル育成のための研修の実施
 - ・専門性の高い職員の確保を図るため、民間のIT部門の実務担当者を職員として中途採用
 - ・外部専門家として工程管理業者等の有効活用

② 平成21年度の取り組み

社会保険オンラインシステムの刷新については、最適化計画に基づき、平成19年3月までに基本設計を行ったところであるが、年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す。

6. 広報、情報公開、相談等に関する事項

(1) 広報活動の推進

【目標】社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕生徒に対する年金セミナーの実施率（中学・高校生対象）
：前年同期以上

【計画】

① 社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
 - ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
 - ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
 - ・ 11月を「ねんきん月間」、11月第1週目を「年金記録を確認する週間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等について、市町村広報誌へ掲載を依頼
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
 - ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
 - ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
 - ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
 - ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
 - ・ インターネットや磁気媒体（FD等）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
 - ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
 - ・ 船員保険の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成21年度版を作成し、これらの広報素材を基に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。
- オ 年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。
- カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。
- キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。

② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育を、年金教育推進協議会の活用、教育関係機関との協力・連携を図ることにより推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを拡充する。また、教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的に開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。
 - ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載
 - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・ホームページアクセス数	7,500万件	11,755万件
・年金セミナー		
中学・高校生対象	前年同期以上	28.3%
大学生対象	前年度を上回る	28セミナー

(2) 年金相談等の充実

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。
ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。

【計画】

社会保険庁では、団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務量の増加が見込まれることから、58歳到達者に対する年金加入記録の事前送付（平成16年3月～）、インターネットを活用した年金個人情報の提供（平成17年1月～）、裁定請求書のターンアラウンド（平成17年10月～）、電話相談集約化のための「ねんきんダイヤル」の設置（平成19年7月～）、全ての受給者及び被保険者への「ねんきん特別便」の送付（平成19年12月～）など、年金相談体制の充実及び年金個人情報の提供の充実に取り組んできた。

平成21年度においても、引き続き、次の取組を実施する。

① 年金相談体制の充実

ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、また、「ねんきん定期便」の実施による相談の増加に対応するため、年金相談について以下のような取組を推進する。

- ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施
- ・ 毎週月曜日を中心とした平日における年金相談の受付時間の延長
- ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施
- ・ ねんきん月間（11月）における休日の年金相談の実施、障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。

ウ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎等を活用した相談事業を実施する。

エ 年金相談担当者の事務所内研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。

オ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等の協力を得て、民間における年金相談を促進する。

② 年金個人情報の提供の充実

ア 被保険者に対して保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を平成21年4月から送付する。

イ インターネットによる年金個人情報の提供

- ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
- ・ 社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、被保険

- 者に対して年金加入記録を即時に回答（平成18年3月～）
- ・上記のID・パスワード認証方式による年金加入記録の提供について、受給者まで対象を拡大して実施（平成21年3月～）
- ウ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。
- エ 「ねんきん定期便」の送付に並行して、厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表の提供事業を活用し、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進する。（平成18年2月～）

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・ねんきんダイヤル応答率	80%	44.9%
	21年度見込	19年度実績
見込数値		
・年金相談者数（来訪相談者数）	7,263,000人	10,777,115人
・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	105,700件	186,786件
・年金加入状況の通知件数	10,670,000件	11,366,069件

(3) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

〔数値目標〕 個人情報保護研修受研率：100%

【計画】

① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、生体情報認証による厳格なアクセス制御、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。
- イ 行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・個人情報保護研修受研率	100%	100%
		21年度見込	19年度実績
見込数値	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	58件	77件
	地方分	648件	8,629件

7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 船員保険の医療費の適正化

【目標】 船員保険事業における効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）
・ 内容点検 983円以上 外傷点検 591円以上

【計画】

① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。

イ 外傷性点検については、第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。

ウ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。

エ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

※ レセプトの点検調査については、平成20年10月の全国健康保険協会の発足に伴い、船員保険のレセプトのみが点検調査の対象となったことから、資格点検、外傷点検、医療費通知等の事務的な業務と、内容点検の専門的な業務とに区分し、内容点検業務については東京社会保険事務局において一元的に実施することとした。

② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。

イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確かな債権管理を実施する。

③ 医療費通知

被保険者等に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合においては、被保険者へお知らせする高額査定通知を適正に実施する。

④ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進について、あらゆる機会を通じて、被保険者に対する周知広報を実施する。

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額 船員保険（資格点検）	4,910円	6,574円
見込数値	21年度見込	19年度実績
・医療給付費	149億円	203億円
・医療費通知件数	58,000件	60,035件
・求償件数	240件	389件
・求償決定額	25,500,000円	42,016,008円
・レセプト点検効果額総額 （内容点検）	53,736千円	82,359千円
（外傷点検）	32,299千円	49,483千円
（資格点検）	268,350千円	413,071千円

(2) 船員保険の保健事業の実施

【目標】 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。

平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。

【計画】

ア 被保険者に対する健診及び保健指導の実施

- ・被保険者に対する一般健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（※）、がん健診、肝炎ウイルス検査等を含む）等の実施
- ※ 40歳以上75歳までの被保険者に対し、一般健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目（腹囲、LDLコレステロール等）を実施。
- ・健診機関毎の健診契約の実施
- ・保健師による事業所訪問等での保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導（※）を含む）の実施
- ※ 特定健康診査の結果に基づき、腹囲（男性85cm、女性90cm）や追加リスク（血糖値、脂質、血圧）の多少及び喫煙率の有無等により、動機付け支援対象者（初回面談及び6ヶ月後の評価）と積極的支援対象者（初回面談及び6ヶ月間の継続的支援）に対象を区分し、保健指導を実施。

イ 被扶養者に対する健診及び保健指導の実施

- ・40歳以上75歳までの被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施。
- ・契約取りまとめ機関と保険者グループとの集合契約により、特定健康診査（特定保健指導）実施契約を実施

ウ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上

- ・平成21年度の特定健康診査等の実施目標を達成するため、年度前半においても、年間の特定健康診査等実施率を目標とした事業を実施する。
- ・被保険者については現行の健診機関契約を拡充していくとともに、被扶養者については受診券（利用券）を交付し、今までと同様に地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、なじみやすく、受診しやすい健診とする。

(参考)

- 国の基本方針（特定健康診査等基本方針）で示された実施率
 - ・平成24年度において、特定健康診査70%、特定保健指導45%
- 平成21年度の実施率目標

項目	区分	健診の種別	実施率※1
特定健康診査	被保険者	一般健診※2	42.5%以上
		船員健康証明からの情報提供※3	20%以上
	被扶養者	—	43.8%以上
特定保健指導	被保険者	—	26.2%以上
	被扶養者	—	26.2%以上

※1 特定健康診査の実施率は、40歳以上75歳までの加入者に対する、特定健康診査を受診した者（又は健診結果を保険者が取得した者）の割合である。また、特定保健指導の実施率は、特定健康診査を受診した者でメタボリックシンドローム予備群該当者と判定された者に対する、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）を実施した者の割合である。

※2 特定健康診査の実施率として反映されるのは、40歳以上75歳までの一般健診受診者数である。

※3 船員健康証明は、船員法に定められ船舶所有者（事業主）に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

エ 保険者協議会等における医療費分析、他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・健診実施者数(40歳以上被保険者)	—	14,805人
・特定健診実施者数		
被保険者	15,953人	—
(参考) 船員健康証明からの情報提供	8,900人	—
被扶養者:	10,800人	—
・特定保健指導実施者数		
被保険者	1,901人	—
被扶養者	1,200人	—

(3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

【計画】

① 年金福祉施設等

- ア 年金の福祉施設、旧政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。
- イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、整理合理化を進める。

【参考（年金福祉施設等）】

○RFOへの出資状況（平成18年11月1日現在）

施設数	302
出資価格	201,653百万円

○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成20年11月30日）

施設数	208
落札金額	118,922百万円

（出資価格に対し、1.3倍）

○RFOにおける平成21年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	57
-----	----

② 社会保険病院及び厚生年金病院

- ア 平成20年4月の「社会保険病院及び厚生年金病院の取扱いについて（合意）」（与党社会保障政策会議）を踏まえ、平成20年10月に社会保険病院（53病院）及び厚生年金病院（10病院）を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資。
- イ 今後、地域の医療体制を損なうことのないように配慮することを基本として、経営の効率化など必要な改革を行いつつ、病院としての機能を果たしていけるような、適切な譲渡先や受け皿を見つけていくよう対応する。

【参考（社会保険病院及び厚生年金病院）】

○RFOへの出資状況（平成20年10月1日現在）

病院数	63
-----	----

8. 業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。
・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前回以上

注) アンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

【計画】

① 分かりやすい情報提供

ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況や年金記録問題の進捗状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。

ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

② 窓口サービスの改善

ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。

イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。

ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査（いわゆる覆面調査）を実施する。

③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 平成18年10月から、全国的に統一した業務マニュアルの運用を開始し、各種届出の様式等の統一化を図ったところであるが、更に、各種通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った見直しを適宜行う。

イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づいて行う。さらに、抜本的な見直しを行う場合には、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

④ 業務品質の向上及び標準化

- ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。
- イ 平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」の関係規定の施行（平成23年4月）に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）の実施に向けたシステム開発に着手する。

⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

- ア 「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、事業主等が反復・継続的に利用する手続について、電子申請による事務処理コスト削減分の還元方法等について検討を進める。
- イ 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。
- ウ 社会保険労務士が提出代行を行う場合、社会保険労務士が提出代行者であることを証明することができるものを届出等の提出と併せて送信することをもって、事業主の電子署名に代えることができることについて周知を行う。
- エ 被扶養者（異動）届及び国民年金第3号被保険者関係届について、被保険者の電子署名を実質上省略可能とした（平成21年4月～）。さらに、今後、当該2届について「磁気媒体届書作成プログラム」への追加を行う。

⑦ 社会保障カードの検討

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード（仮称）」については、「電子私書箱（仮称）」（内閣官房、総務省、厚生労働省及び関係府省）の検討と連携しつつ、厚生労働省内において検討されているところであり、社会保険庁においても関係部局とも連携し検討を進める。

(2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たって、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

【計画】

① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 公共調達審査会、契約審査会及び第三者機関である公共調達監視委員会において、競争契約及び随意契約の事後審査を的確に実施する。

② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、公共調達の適正化に向けた取り組み状況、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況、指摘事項の改善状況等に重点をおいて実施する。
なお、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）については、現金亡失等の事故防止策として、引き続き実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

③ 予算・決算の検証

社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。

計画数値

- ・ 競争入札割合
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
- ・ 調達コストの削減
調達計画額の10%以上を削減

(3) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

【計画】

① ガバナンスの強化

ア 本庁による全国統一的な業務管理

- ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
- ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速な対応を図る。
- ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化

イ ブロック単位での広域的な取組の推進

- ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
- ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
- ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整の推進（平成19年4月～）。
- ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
- ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り

ウ 事業管理の確保

- ・厚生年金等の適用の適正化に係る行動計画
- ・厚生年金等の徴収対策に係る行動計画
- ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）

エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上

- ・管理職員にふさわしい人材の登用
- ・各組織における上司と部下の対話ミーティング

オ コンプライアンス（法令遵守）の推進

- ・職員の職務上の法令違反行為に係る通報制度（職員から及び職員以外の者から）と、通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会の適切な運用
- ・各社会保険事務局の法令遵守委員会や、研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者における取組
- ・庁LANシステムを活用した研修の実施
- ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
- ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の充実・活用
- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）

カ リスク管理の仕組みの構築

- ・業務運営上のリスクを洗い出す「リスクアセスメント調査」と、結果の評価、分析、必要な対応の実施

キ 開かれた組織運営

- ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るために本庁に設置した「社会保険事業運営評議会」の開催（平成16年度～）
- ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を

受け止め、サービスの改善を図るために地方社会保険事務局に設置した「サービス改善協議会」の開催（平成17年度～）

ク 監察機能の強化

- ・事務所監察においては、不適正事案の発生を踏まえ、法令に基づかない不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査をさらに充実させるとともに、再発防止に向けた改善対策の確認及び指導を強化
- ・民間から任用した特別社会保険監察官の専門的知識を活かした監察内容の充実
- ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
- ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

② 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導の人事を推進
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事を実施
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を拡大
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等を推進し、人材を育成
- ・本庁と事務局間及びブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の推進
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

③ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。
- ・社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるための、ステップアップ研修において「指導者養成課程」を実施する。
- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。

④ 人事評価制度の推進

全職員を対象とした人事評価制度の実施（平成19年4月～）を通じ、上司と部下のコミュニケーションの向上を図ることにより人材育成・業務改善につなげ、組織全体のパフォーマンスの向上・業務の一層の効率的・効果的な遂行を図る。

⑤ 職員の意識改革の推進

ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。

イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。

ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。

エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・待遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

⑥ 本庁の体制強化及び社会保険事務所の内部組織の標準化の推進

ア 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。

イ 社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進めるとともに、社会保険事務所の庶務課を他課に統合する。

⑦ 業務の集約化及び外部委託の拡大

ア 国民年金・厚生年金保険・健康保険適用業務、国民年金保険料業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。

イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。

ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、312カ所（全国）の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成20年度：185カ所）。

⑧ 社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化

平成20年4月に更改した社会保険庁LANにおいては、窓口装置（WM）を庁LAN端末としても利用できるようにすることで、これら端末の利用者を含めた情報共有の充実・効率化を図ってきたところであるが、日本年金機構設立に向けた組織の変更や年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、庁LAN端末の一人一台化を推進する。

9. 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項

【目標】 船員保険制度については、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第30号）により、平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合、職務外疾病部門及び船員の独自給付部門は全国健康保険協会に移管することから、業務の円滑な移行を図るため、システムの構築や必要な調整等の準備を進める。

【計画】

① 船員保険業務システムの開発・移行

船員保険業務システム等の開発・テスト、データ移行を確実に進め、システムの円滑な移行を図る。

② 業務の移管の準備と円滑な移行

ア 船員保険業務の円滑かつ確実な移行を図るため、必要な広報の実施、マニュアルの作成、研修などを実施するとともに、新たなシステムに対応した業務実施体制づくりなど必要な準備を進める。

イ 船員保険制度改正内容等について、保険料納入告知書の送付の際にリーフレットを同封するなどにより、適時に船舶所有者及び被保険者等に広報を実施する。

10. 日本年金機構の設立準備等に関する事項

【目標】平成22年1月の日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。

【計画】

(1) 機構への円滑な移行のための準備

① 間接業務システムの開発・業務移行

機構の内部管理業務（人事・給与、会計、旅費業務等）を的確かつ効率的に処理するための間接業務システムの開発及び円滑な業務の移行を行う。

② 機構への財産の出資

国から機構に出資する財産の確定及びそれに伴い必要となる不動産の鑑定評価を行う。

③ 事務所に係る準備

都道府県単位の事務センターの集約を完了させるとともに、機構の本部やブロック組織の事務所の場所の選定や入居に向けた準備を行う。

④ 健康保険組合の設立準備

機構の設立と同時に設立される健康保険組合の設立に必要な準備を行う。

⑤ ①から④までの事項のほか、機構において組織及び業務の運営を的確に行うための措置について検討し、所要の作業を進める。

(2) 機構の業務の実施方法に関する検討及び準備

① 機構の設立に伴う業務方法の見直し、国と機構の分離に伴う基本通達の整理、業務マニュアルの改定等の作業を進める。また、事務センターの集約に向けた検討を行う。

② 国が機構に委託して行う業務について国における決裁事務処理を行うためのシステム開発を行う。

Ⅲ. 月次計画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○										企 画 課 社会保険業務セク-	
	2 平成21年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・国庫負担割合の2分の1への引き上げ (平成21年4月)			○開発									社会保険業務セク-	※平成22年4月稼働(本格対応)
	3 個人住民税の公的年金からの特別徴収の実施	介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施												企 画 課 社会保険業務セク-	
	4 日チエコ社会保障協定の実施	・日チエコ両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日チエコ両国の年金制度の加入期間の通算												企 画 課 社会保険業務セク-	※日伊社会保障協定の実施 (平成22年1月以降)

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
年金保険	1 制度改正関係																
	(1) 国民年金保険料額の改定	・平成21年度の新保険料額による保険料の収納を行う。															年金保険課 社会保険業務センター
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター
	2 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者及び44歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。									☆	○					年金保険課 社会保険業務センター
		・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課
	3 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
	4 国民年金保険料に係る強制徴収の実施	・市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を実施する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
	5 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。															年金保険課 社会保険業務センター
	6 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。					☆										年金保険課

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
	7 「ねんきん定期便」の送付	・平成20年4月から、被保険者に対して保険料納付実績や年金見込額を送付する。	☆	○											企 画 課 社会保険業務科	
	8 免除手続きの簡素化 (ターンアラウンドの実施)	・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。	☆	○					☆		○				年金保険課 社会保険業務科	
	9 コンピュータ記録と紙台帳の突合せ	・厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金の名簿等について、電子画像化し、それらの画像が基礎年金番号等により個人単位に集約されて、端末に表示されるような「電子画像データ検索システム」の構築を行う。	○												企 画 課 年金保険課 社会保険業務科	
	10 共済過去記録の整備	・基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなった方の基礎年金番号に統合されていない記録の名寄せを行った上、記録が結びつくと思われる方にお知らせし、共済過去記録を基礎年金番号へ統合する。													企 画 課 社会保険業務科	①21年1月 共済から情報提供 ②21年3月 名寄せ処理 ③21年3月 お知らせ送付 ④21年度中 基礎年金番号 への統合
	11 旧令共済組合員記録への対応	・国家公務員共済組合連合会から旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との名寄せを行い、該当した方に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の給付に結びつける。					☆	○							企 画 課 社会保険業務科	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
医療保険	制度改正関係 雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業保険）の見直し	・雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業保険）の見直しに係る施行通知	☆	○											企 画 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
制度共通	1 表彰	・社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○				企 画 課	
		・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○				年 金 保 険 課	
		・社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○		長 官 表 彰 ○—○	大 臣 表 彰 ○			企 画 課 (労働基準局)	
		・社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○				総 務 課 企 画 課	
		・社会保険事務局・事務所グランプリ (SWOG) 及び内部改善提案制度にかかる長官表彰					○						○	サ ー ビ ス 推 進 課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施		☆	○	○								企 画 課	
	3 社会保険労務士試験								試 験 ○		発 表 ○			企 画 課 (労働基準局)	
4 さわやか行政サービス推進月間	・行政サービスの総点検の実施等			○									サ ー ビ ス 推 進 課		
5 お客様満足度調査	・社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○							サ ー ビ ス 推 進 課		
6 窓口サービス実態調査	・民間の調査機関による窓口サービスの実態調査(いわゆる覆面調査)の実施												サ ー ビ ス 推 進 課	未 定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
年金保険	1 表彰	・国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰 ・ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰								施 ○	彰 ○	○			年金保険課	
	2 ねんきん月間	・11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。									☆	○			年金保険課 企画課	ねんきん月間 11月
	3 調査	・老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握 を行い、所得制限限度額設定の基礎資料 とする。〕										○	○		年金保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
医療保険	1 保険給付の適正化 ・ 船員保険の失業保険金給付適正化対策	・ 船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間（各県毎に強化月間を定める）		○										○	企 画 課	
		・ 漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○									
	2 表彰	・ 船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						○			○	○			企 画 課	
	3 調査	・ 船員保険等の介護保険被保険者数調査等		○										○	企 画 課	
・ 船員保険被保険者実態調査 （疾病任意継続被保険者分） 強制適用被保険者については社会保険庁において調査									☆	○	○					
4 その他	・ 第51回船員労働安全衛生月間							☆	○					企 画 課 （国土交通省 海 事 局）		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。												企画課	随時
	2 全国社会保険事務局長会議													総務課	随時
	3 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。					○	○						総務課	
	4 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会			○	○									総務課	
	5 統括地方社会保険監察官との打合せ			○						○				総務課	
	6 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○								企画課	
	7 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。								○				総務課	
年金保険	年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。											社会保険業務課	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆											総務課 企画課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆											企画課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○									○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、市町村広報誌へ掲載を依頼する。	☆										○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆											企画課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
業務監察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監察を実施 ・ 外部委託の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務監察の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の適正処理状況について ・ 重点課題への取組状況について ・ 前年度指摘事項の改善状況について ・ 国民サービス向上の取組状況について ・ 事故防止対策の取組状況について ○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。 	☆			○ (地方庁)							○	総務課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計機関における事故防止対策の取組状況 ・ 契約事務処理の適正性について ・ 予算執行の経済性、効率性について ・ 指摘事項の改善状況について 	☆			○ (地方庁)							○	経理課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守 ・公務員倫理 ・個人情報保護 		○											総務課 企画課	原則、毎年度第1四半期中に実施。ただし、新たに採用された職員については採用後速やかに実施。(個人情報保護研修)
社会保険大学校における研修	1 職務階層別研修 (1) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 80人 19日] 	☆		○	○	○								社会保険大学校	8月以降の研修は調整中
	(2) 中堅職員専門実務研修 (基本)	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 80人 5日] 	☆		○	○	○								社会保険大学校	8月以降の研修は調整中
	2 業務研修 (1) 社会保険審査官	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて社会保険審査官となった者 [80人 5日] 													社会保険大学校	(実施時期調整中)
	(2) 適用・調査事務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・適用・調査事務を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [80人 5日] 													社会保険大学校	(実施時期調整中)
	(3) 徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 80人 12日] [指導者養成課程 80人 12日] 													社会保険大学校	(実施時期調整中)
	(4) 国民年金保険料強制徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 80人 5日] [応用課程 80人 12日] [指導者養成課程 80人 12日] 	☆		○	○	○								社会保険大学校	(指導者養成課程は実施時期調整中)

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規配属者研修	・新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○										○	社会保険大学校	
	2 各種研修	・職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○										○	社会保険大学校	
	3 国民年金推進員研修	・採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○										○	年金保険課	
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	国民年金委員研修	・国民年金委員の委嘱を受けている者 [50人程度 3日]							☆				○	年金保険課	年1回実施	
全国健康保険協会において船員保険事務に携わる職員を対象とした研修	船員保険事務研修	・全国健康保険協会において船員保険事務を実施する者に対する、新制度及び新システムによる実務研修。										☆		○	企画課	
日本年金機構の内部管理業務に係る諸規程及び間接業務システムの操作に係る研修	業務研修	・日本年金機構の内部管理業務の円滑な実施を図るため、大学校において機構の職員となるべき者の中からインストラクター研修を行うとともに、各事務局において研修を実施する。なお、集合研修実施前に予め研修資料を配付し、自主研修を行う。							☆				○		準備事務局	(実施時期調整中)

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局関係

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
制度改正関係	1 雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業部門）の見直し	・平成21年4月から雇用保険制度に統合される平成22年1月までの間、セーフティネット機能強化等のための所要の措置を講ずる。	☆	○										○	[保険局] 保 険 課 (社会保険庁)	
	2 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○												[年金局] 年 金 課

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

IV. 附属参考資料

	頁
1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について -----	63
2. 実績評価に関する関係法令（抜粋） -----	64
3. 平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標 -----	66

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績報告について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則（平成13年3月事務次官通達）

（中央省庁等改革基本法
第16条第6項）

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価

目標設定
(2月)

実績報告

実績評価

社会保険庁

社会保険事業計画

運営評議会への
中間報告

実績報告

次の計画への反映

〇具体的な事業運営方針及び実施計画を策定（3月）

実績評価に関する関係法令 ～抜 粋～

○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

第十六条

- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
- 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

- 第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

- 第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

- 第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

- エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

（4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成21年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

昨年10月に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務が社会保険庁から同協会に移管されたところであり、さらに来年1月には日本年金機構が設立され、年金業務が同機構に移管されることとなる。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度であり、同庁は、年金記録問題により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続きこの問題に最優先に取り組む必要がある。

また、最後まで徹底した業務改革、組織改革を進めながら、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務といった社会保険の基本となる各業務を着実に実施していく必要がある。

さらに、これら業務とあわせて、新たに設立される日本年金機構の組織、業務の運営を円滑に行うための準備に取り組むことにより、同機構が、国民の生活の安定を保障する公的年金制度の事業運営を担う組織として、真に国民に信頼される組織に再生するために全力を尽くす必要がある。

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>【参考統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者数 20,353,751人 ・第1号資格取得者数 5,407,656人 ・第1号資格喪失者数 6,284,724人
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>○重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 39,407事業所 ・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 3,583事業所 (平成20年度上半期 966事業所)

参考指標等 (平成19年度実績)

【参考指標】

・事業所調査効果件数			
[資格得喪関係]	厚生年金保険:	23,382	件
	政府管掌健康保険:	20,373	件
[標準報酬月額関係]	厚生年金保険:	39,311	件
	政府管掌健康保険:	37,327	件

【参考統計】

・新規適用事業所数			
	厚生年金保険:	78,467	事業所
	政府管掌健康保険:	77,000	事業所
	船員保険:	138	事業所
・全被保険者資格喪失事業所数			
	厚生年金保険:	40,121	事業所
	政府管掌健康保険:	39,596	事業所
	船員保険:	166	事業所
・適用事業所数			
	厚生年金保険:	1,715,590	事業所
	政府管掌健康保険:	1,582,047	事業所
	船員保険:	6,173	事業所
・賞与支払事業所数 (年度延数)			
	厚生年金保険:	1,895,238	事業所
	政府管掌健康保険:	1,601,448	事業所
	船員保険:	4,025	事業所
・資格取得被保険者数			
	厚生年金保険:	7,424,684	人
	政府管掌健康保険:	4,945,206	人
	船員保険:	25,402	人
・資格喪失被保険者数			
	厚生年金保険:	6,642,565	人
	政府管掌健康保険:	4,632,242	人
	船員保険:	26,076	人
・被保険者数			
	厚生年金保険:	34,570,097	人
	政府管掌健康保険:	19,806,788	人
	船員保険:	62,804	人
・被扶養者数			
	政府管掌健康保険:	16,487,541	人
	船員保険:	94,602	人

達成すべき目標	参考指標等 (平成19年度実績)												
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期(平成20年12月)の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告状発行件数 823万件 ・電話納付督促件数 393万件 ・戸別訪問件数 1,431万件 ・最終催告状発送件数 40,727件 ・保険料納付月数 11,609万月 ・保険料納付対象月数 18,153万月 ・免除件数 3,146,214件 ・若年者納付猶予件数 369,325件 ・学生納付特例件数 1,657,334件 ・督促状送付件数 8,980件 ・コンビニ収納件数 874万件 ・追納件数 728,740件 												
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率^(注) 厚生年金保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 全国健康保険協会管掌健康保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める</p> <p>○口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え実施事業所数(実事業所数) 12,879件 ・滞納事業所数 123,655件 ・労働保険との共通調査事業所数 1,545件 ・労働保険との共通滞納事業所選定数 3,142件 ・保険料収納率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>93.3%</td> </tr> </table> ・口座振替実施率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>83.5%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>56.1%</td> </tr> </table> 	厚生年金保険：	98.7%	政府管掌健康保険：	97.8%	船員保険：	93.3%	厚生年金保険：	83.5%	政府管掌健康保険：	84.6%	船員保険：	56.1%
厚生年金保険：	98.7%												
政府管掌健康保険：	97.8%												
船員保険：	93.3%												
厚生年金保険：	83.5%												
政府管掌健康保険：	84.6%												
船員保険：	56.1%												

達成すべき目標	参考指標等 (平成19年度実績)
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金：3か月以内 障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>【参考指標】</p> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2, 366, 932部</p> <hr/> <p>【参考統計】</p> <p>・年金給付費 基礎年金 (国民年金)：16兆1, 481億円 厚生年金：22兆3, 179億円</p> <p>・年金受給権者数 基礎年金 (国民年金)：26, 387, 421人 厚生年金：27, 501, 985人 船員保険 (新法)：2, 212人</p> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金 (国民年金)：595, 652人 厚生年金：2, 017, 202人 船員保険 (新法)：75人</p>
<p>(2) 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 葬祭料：3週間以内 家族葬祭料：3週間以内</p>	<p>【参考統計】</p> <p>・現金給付費 船員保険：53億円</p> <p>・被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金) 船員保険：6.50日</p>

達成すべき目標	参考指標等 (平成19年度実績)
<p>4 年金記録問題への対応</p> <p>(1) 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。</p>	

○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

船員保険：内容点検 983円以上
外傷点検 591円以上

・医療費通知件数	船員保険：	60,035件
・求償件数	船員保険：	389件
・求償決定額	船員保険：	42,016,008円
・レセプト点検効果額総額（船員保険）		
	内容点検	82,359千円
	外傷点検	49,483千円
	資格点検	413,071千円

【参考統計】

・医療給付費	船員保険：	203億円
--------	-------	-------

(2) 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。

平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。

【参考指標】

・健診実施者数		
船員保険（40歳以上被保険者）		14,805人

(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。